

## 京都市建設局における電子納品の実施について

### 1. 京都市建設局電子納品実施要領の基本的な考え方

- (1) 本要領は、建設局における電子納品の円滑な実施と納品データの有効利用を目的としている。
- (2) 電子納品の実施に当たっての、基本的なルールは国土交通省策定の各電子納品要領（案）等に準拠し、本要領により補完することとしている。

### 2. 電子納品の対象工事及び業務

- (1) 工事
  - ア 土木工事
  - イ 舗装工事
  - ウ 造園工事
- (2) 業務
  - ア 土木設計業務
  - イ 測量委託業務
  - ウ 地質・土質調査業務

### 3. 電子納品の実施スケジュール

建設局が発注する工事及び業務の電子納品の実施スケジュール 単位：万円

		H18	H19	H20	H21	H22
土木設計業務等		全件試行	全件実施			
土木 工事 等	工事写真	土木：18,000 以上 全件試行 (未満任意試行)	土木：9,000 以上 舗装：6,000 以上 造園：3,000 以上 全件試行 (未満任意試行)	土木：3,000 以上 舗装：3,000 以上 造園：3,000 以上 全件試行 (未満任意試行)	土木：3,000 以上 舗装：3,000 以上 造園：3,000 以上 全件実施 (未満任意試行)	
	書類等	任意試行	土木：18,000 以上 全件試行 (未満任意試行)	土木：9,000 以上 舗装：6,000 以上 造園：3,000 以上 全件試行 (未満任意試行)	土木：3,000 以上 舗装：3,000 以上 造園：3,000 以上 全件試行 (未満任意試行)	土木：3,000 以上 舗装：3,000 以上 造園：3,000 以上 全件実施 (未満任意試行)
	図面等	任意試行	任意試行	土木：18,000 以上 全件試行 (未満任意試行)	土木：9,000 以上 舗装：6,000 以上 造園：3,000 以上 全件試行 (未満任意試行)	土木：3,000 以上 舗装：3,000 以上 造園：3,000 以上 全件試行 (未満任意試行)

- 当初設計金額により段階的に対象範囲を拡大する。
- 各金額区分において、試行の次年度は実施とする。
- 試行とは、電子納品が実施できなくても理由等により業務の履行を認めるもの。
- 任意試行とは、設計金額に係わらず電子納品の実施を認めるもの。

#### 4. 事前協議

電子納品の実施に当たっては、受発注者間で事前協議を行うこととする。

##### (1) 事前協議の主な項目

- ア 成果品の管理項目
- イ 書類作成ソフトウェア等
- ウ 書類の取扱い
- エ 電子納品が困難なものの取扱い
- オ 図面ファイルの取扱い
- カ 写真ファイルの取扱い

#### 5. 完成図書

- (1) 電子納品成果は、CD-R に納めた電子データを2部(正・副)提出するとともに、従来どおり紙媒体を1部提出するものとする。
- (2) 押印の必要な書類は、紙媒体の資料のみ押印とする。電子データについては、押印欄は空白でよい。

#### 6. 書類検査

- (1) 成果品の検査は、紙媒体での検査を原則とするが、電子データよる検査も補完として実施する。
- (2) 受発注者間協議により、効率的な検査が可能であると判断される電子成果品(CD-R)の電子データについては、受発注者に過度の負担をかけない範囲で、可能な限りその電子データを用いて検査を行う。
- (3) 特別なソフトウェアを使用する場合には、機器(PC等)を含めて受注者が、準備するものとする。

#### 7. 評価点の加算

電子納品の試行期間については、成績評定点を加算する予定である。